

商品概要

商 品 名	年金受給者向け定期貯金「ゆめ畑定期」	
貯金の種類	スーパー定期貯金 1年もの（単利型） 自動継続方式（元金または元利金） ※自動継続後は、スーパー定期貯金 1年もの（単利型）としてお預りします。	
販 売 対 象	当 J A で公的年金のお受取をご指定いただいている方、または新たに当 J A でお受取開始される方。 （他金融機関からの受取指定の変更を含む）	
お預け入金額	お一人につき 300 万円まで（ 100 円以上 1 円単位）	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息	適用金利	スーパー定期貯金 1年もの店頭表示利率に年 0.300% を上乗せした利率を初回満期日までに適用します。 初回満期日以降は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を該当満期日まで適用します。
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。
	税金	20.315% （国税 15.315% 、地方税 5% ）※の分離課税が適用されます。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。
付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱ができます。 本定期貯金は総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率）	
中途解約時の取扱	満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満の場合……………解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満の場合……………約定利率× 50% の利率 ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	
貯金保険制度 （公的制度）	保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	

苦情処理 措置および紛争解 決措置の 内容	苦情処理 措置	<p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 1 2 0 - 1 2 2 - 7 5 8)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県 J A バンク相談所（電話:0 1 2 0 - 3 5 1 - 5 2 3）でも、苦情等を受け付けております。</p>
	紛争解決 措置	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または愛知県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会（電話：0 5 2 - 2 0 3 - 1 7 7 7）</p>
その他参考事項		<p>他のキャンペーン・商品とは併用できません。</p> <p>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>自動継続扱いの本定期貯金は、初回満期時において自動的に当 J A のスーパー定期貯金（1 年）に切り替えて、継続して取り扱います。</p>